

家庭養育の徹底こそ、子ども達の自立を実現

子どもの村東北 仙台市委託
未委託里親トレーニング事業 第一回研修会

2025年 11月1日

元 厚 生 労 働 大 臣
(NPO) 子どもリエゾンえひめ アドヴァイザー

塩崎 恭久

「平成28年改正児童福祉法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

【参考】民法（明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正）（抄）

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

（監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒する事ができる。

改正後の条文

第一条（**子どもの権利**）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する**。

第二条（**子どもの最善の利益優先原則**）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

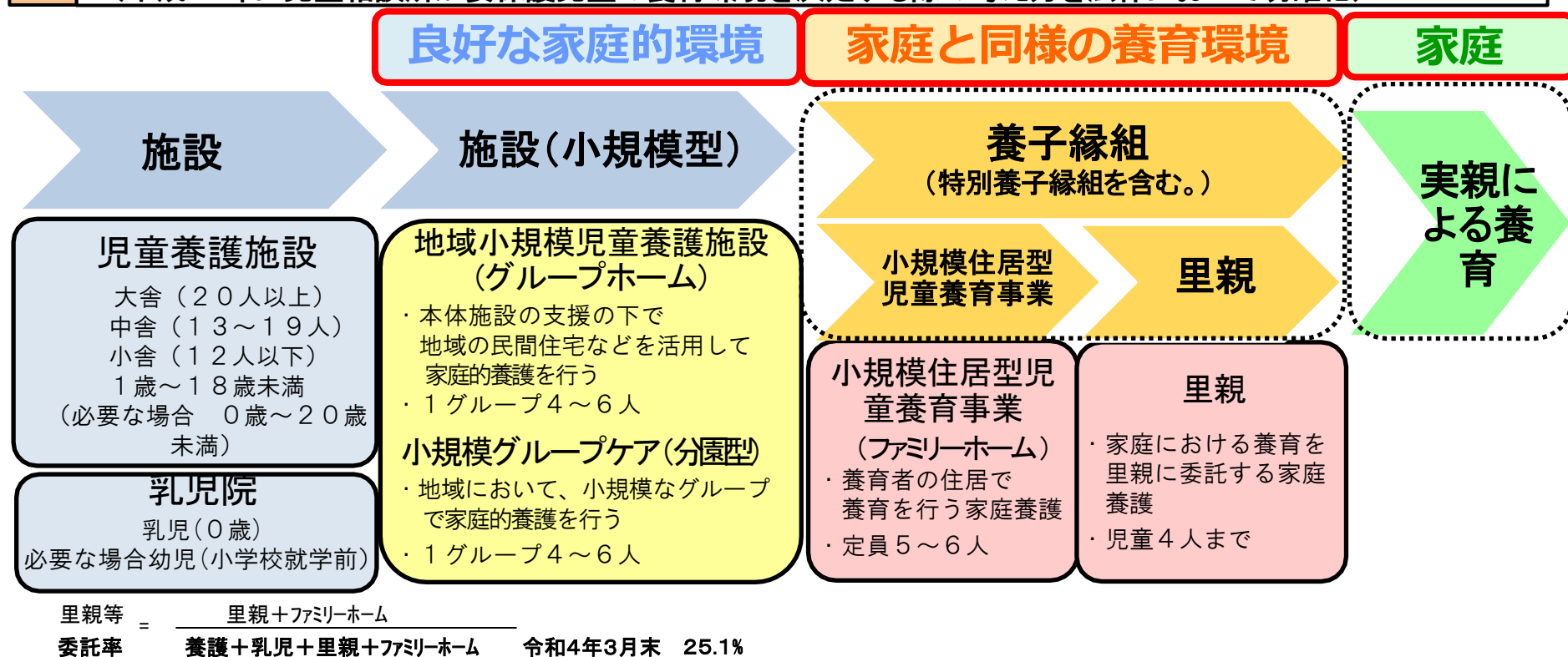
第三条の二（**家庭養育優先原則**）

国及び地方公共団体は、児童が①**家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が②**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が③**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

28年改正児福法の「**公布通知**」には、「家庭養育」が原則と明記。

「施設養育」は専門的ケアに限定。

「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成28年6月3日）

2 家庭と同様の環境における養育の推進（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する。

一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。

ただし、専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合（※1）には、施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨を法律に明記する。

これらの規定に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要（※2）である。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。

※1 里親等への委託が適当でない場合について、具体的にどのようなケースがあり得るか、今後、「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日付け雇用均等・児童家庭局長通知）の改正等によりお示しする予定である。

施設での専門的ケアは、家庭養育移行の為の期限付き一時的措置

「里親委託ガイドライン」

令和3年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 → 児相設置自治体の長

3. 里親委託する子ども

(中略)

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討するが、次のような場合は**当面、施設入所措置**により子どものケアや保護者対応を行いながら、**家庭養護への移行を検討**する。

- ① 情緒行動上の問題が大きいなど、**家庭環境では養育が困難**となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② **保護者が里親委託に明確に反対**し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合（法第28条措置を除く）
- ③ 里親に対し、不当な要求を行うなど対応が**難しい保護者**である場合
- ④ **子どもが里親委託に対して明確に反対**の意向を示している場合
- ⑤ 子どもと里親が**不調**になり、子どもの状態や不調に至った経過から、施設でのケアが必要と判断された場合
- ⑥ きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合

（この場合については、**あくまでも一時的なもの**とし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、**できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させる**こと。なお、「**一時的**」とは、**乳幼児の場合**には、**日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべき**であり、**就学後の子ども**については、**長くとも3年以内には移行すべき**である。）

「28年改正児福法」、「29年新ビジョン」による子ども家庭支援の基本的考え方

家庭養育優先原則（障がい児、一時保護児を含む）

- ①実親
- ②特別養子縁組、里親、ファミリーホーム（「家庭と同様の環境」）
- ③「地域分散型小規模施設」までの施設（「家庭的環境」）

今後の施設の在り方（家庭養育へ早期移行支援、地域家庭支援等）

抜本改正の前

- 乳幼児期から成人(20歳)まで
- あらゆるケアニーズの子ども
- 大規模施設
- 長期間入所

「高機能化」

（施設での高度ケア）

「多機能化」

（地域での在宅支援）

抜本改正の後

- 学齢期以降（思春期など）
- ケアニーズの高い子ども
- 小規模施設
（地域分散型、「4人×4ユニット」）
- 短期間入所

- 妊婦、実親、里親、養親支援
- 一時保護委託・通学支援
- ショートステイ（子、親子）
- アフターケア
- 家庭支援、ペアレンティング、等々

里親等委託率の推移

0～2歳児の里親委託率目標「75%」達成には、
このままだと、あと80年かかる!?

$$\frac{48.1\% (75.0\% - 26.9\%)}{0.6\% (26.9\% - 25.0\%) \div 3} \div 80\text{年}$$

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成24年度末の14.8%から、令和5年度末には25.1%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	0～2歳 割合 (%)		児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)**	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	26.2	24.3	32,852	100
令和5年度末	22,162	67.8	2,316	7.1	8,216	26.9	25.1	32,694	100

児童福祉法抜本改正。

「乳幼児期は里親等への委託が原則」との基本方針はどこに!?

変化は全く加速していない!!

里親等委託率

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、令和5年度末で487か所、委託児童1,810人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

※※（）内は0～6歳。

— は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

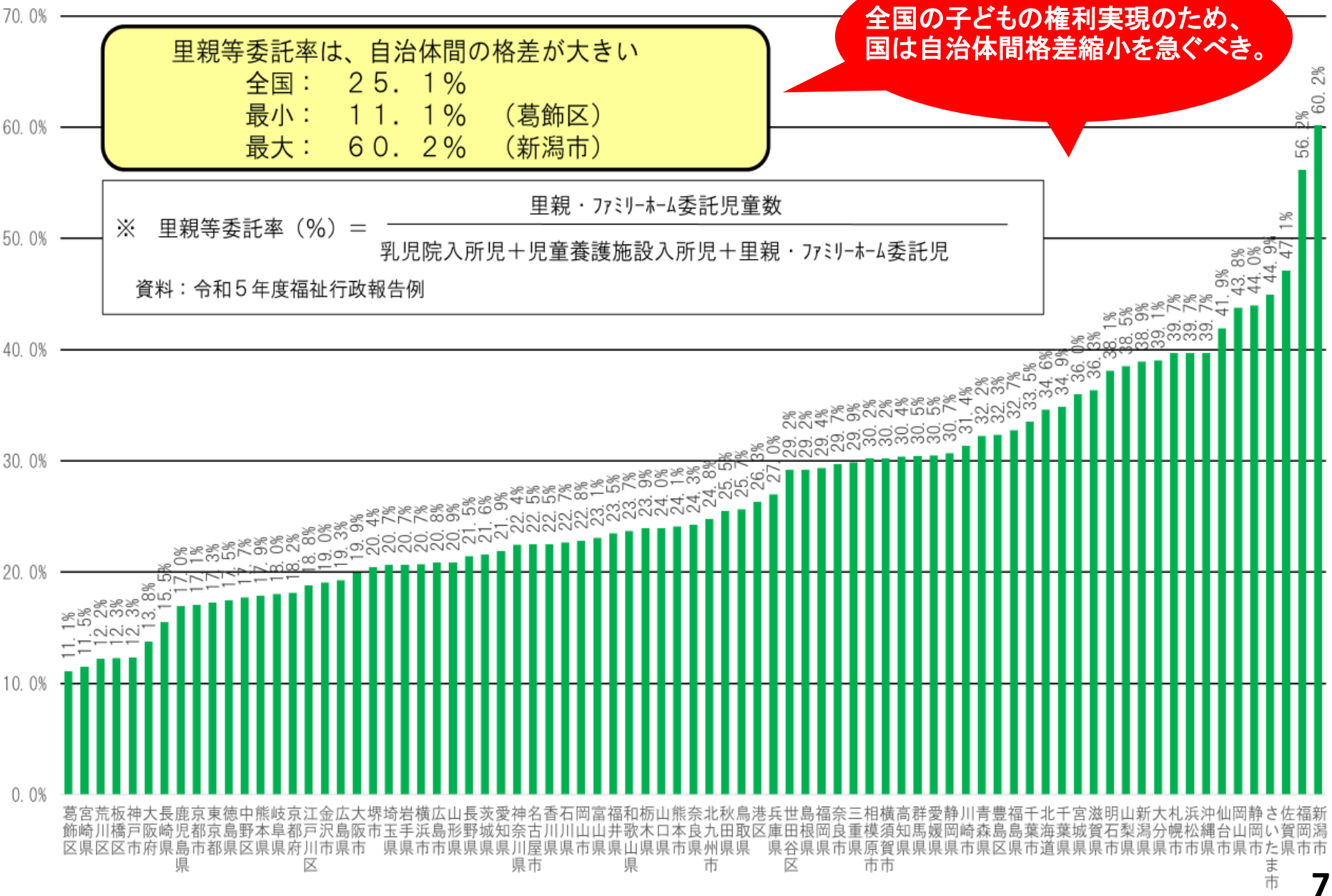
都道府県市別の里親等委託率の差

79都道府県市区別里親等委託率（令和5年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国： 25.1%
最小： 11.1%（葛飾区）
最大： 60.2%（新潟市）

全国の子どもの権利実現のため、
国は自治体間格差縮小を急ぐべき。

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
資料：令和5年度福祉行政報告例



都道府県社会的養育推進計画（後期）において設定している里親等委託率

【令和7年7月31日時点】

- 国が示す目標値は、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上
- 39自治体[49.4%]が、全ての年齢区分（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）において国が示す目標値以上で設定
- 年齢区分別の国が示す目標値以上での設定は、3歳未満：53自治体[67.1%]、3歳以上の就学前：48自治体[60.8%]、学童期以降：44自治体[55.7%]

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
北海道	75.0%	75.0%	50.0%
青森県	76.0%	75.8%	50.2%
岩手県	42.1%	46.2%	51.1%
宮城県	75.0%	75.0%	50.0%
秋田県	75.0%	75.9%	50.0%
山形県	52.6%	75.0%	31.7%
福島県	75.0%	75.0%	50.0%
茨城県	70.0%	70.0%	70.0%
栃木県	75.0%	75.0%	50.0%
群馬県	75.0%	75.0%	50.0%
埼玉県	49.2%	52.2%	38.2%
千葉県	75.9%	55.4%	33.3%
東京都	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	48.8%	55.2%	21.1%
新潟県	60.0%	75.0%	50.0%
富山県	75.0%	75.0%	50.0%
石川県	75.0%	75.0%	50.0%
福井県	75.0%	65.0%	35.0%
山梨県	75.0%	75.0%	50.0%
長野県	75.0%	75.0%	50.0%

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
岐阜県	78.0%	68.8%	33.3%
静岡県	67.0%	59.0%	48.0%
愛知県	55.9%	45.7%	30.2%
三重県	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	80.0%	80.5%	55.7%
京都府	65.0%	60.0%	40.0%
大阪府	54.0%	27.0%	23.0%
兵庫県	70.0%	60.0%	50.0%
奈良県	75.0%	75.0%	50.0%
和歌山県	75.0%	75.0%	50.0%
鳥取県	未策定	未策定	未策定
島根県	75.0%	75.0%	50.0%
岡山県	75.0%	75.0%	50.0%
広島県	62.8%	45.2%	32.8%
山口県	75.0%	75.0%	50.0%
徳島県	75.0%	75.0%	50.0%
香川県	75.0%	75.0%	50.0%
愛媛県	83.3%	76.9%	51.7%
高知県	75.0%	75.0%	50.0%
福岡県	75.0%	75.0%	50.0%

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
佐賀県	75.0%	75.0%	50.0%
長崎県	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県	76.9%	76.9%	35.6%
大分県	75.0%	75.0%	35.0～ 50.0%
宮崎県	55.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	44.9%	64.4%	36.5%
沖縄県	75.0%	75.0%	50.0%
札幌市	75.0%	75.0%	50.0%
仙台市	76.9%	76.0%	52.1%
さいたま市	49.2%	52.2%	38.2%
千葉市	75.0%	75.0%	50.0%
横浜市	50.2%	43.7%	33.3%
川崎市	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	75.0%	76.0%	50.0%
新潟市	75.0%	85.0%	75.0%
静岡市	75.0%	65.0%	44.7%
浜松市	75.0%	70.0%	50.0%
名古屋市	70.0%	50.0%	30.0%
京都市	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	42.9%	45.0%	34.0%

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
堺市	75.0%	75.0%	33.0%
神戸市	65.0%	65.0%	33.0%
岡山市	75.0%	75.0%	50.0%
広島市	62.8%	45.2%	32.8%
北九州市	75.0%	75.0%	50.0%
福岡市	75.0%	82.1%	48.3%
熊本市	76.9%	76.9%	38.1%
港区	75.0%	100.0%	50.0%
世田谷区	75.0%	75.0%	35.1%
中野区	80.0%	50.0%	24.6%
豊島区	35.7%	66.7%	32.9%
荒川区	22.2%		
板橋区	75.0%	76.9%	27.2%
葛飾区	23.1%		
江戸川区	52.4%	53.1%	34.4%
横須賀市	75.0%	75.0%	50.0%
金沢市	75.0%	75.0%	50.0%
豊中市	75.0%	75.0%	50.0%
明石市	100.0%	100.0%	70.3%
奈良市	81.8%	75.0%	50.6%

※鳥取県については、令和7年7月31日現在策定中のため、「未策定」と表示している。

「児童の養護と未来を考える議員連盟」の政策提言の骨子（2025年5月22日）

1. 「子ども個々のケアニーズ」に応じた支援への転換

- 逆境体験による心の傷、障害等、「子ども個々のケアニーズ」に応じた支援への転換（一人ひとりの「心の傷」に着目）
 - 個々のケアニーズに応じた里親委託費、施設措置費等の体系構築
 - 個々のケアニーズに応じた支援の人的要件、人員配置基準、人材育成
- 「個々のケアニーズに応じた支援等検討会（仮称）」の速やかな設置

2. 「乳児（3歳未満児）」等の家庭養育原則の徹底

- 一時保護を含め、乳児（3歳未満児）等の家庭養育原則の徹底
- 一時保護中心に、常時受け入れ可能な「乳幼児短期緊急里親」の制度化
- 「赤ちゃん里親」、「乳幼児ファミリーホーム」の制度化
- 乳児院の高機能化、多機能化の加速（定義明確化、インセンティブ強化、等）

3. 「社会的養育としての特別養子縁組」支援の抜本強化

- 「特別養子縁組は子どもの社会的養育の一形態」との子どもを起点とする認識の徹底
- 包括的支援パッケージを策定。ケアニーズに応じた支援への転換（含む財政支援）
- 児童相談所、民間あっせん団体での扱いの有機的統合・情報一元化、等。
- 「出自を知る権利」行使に対応可能な国の体制整備・情報一元管理体制の整備等
- 児童相談所等でのパーマネンシー保障概念の徹底
- 「パーマネンシー保障としての特別養子縁組支援推進検討会（仮称）」早期設置

4. 施設の「高機能化、多機能化、地域小規模化」大幅加速への支援強化

- 「高機能化（≡ 治療施設化）」の定義、要件の明確化、「多機能化」と合わせたインセンティブの格段の強化等を通じ、施設の転換の大幅加速を支援。
- 令和11年度までの全面「地域小規模化」に合わせ、「地域小規模」以外の施設整備の原則即時停止（含む老朽化対策）
- 児童福祉法第37条（乳児院）、第41条（児童養護施設）の目的、使命、責務等の規定法文の全面書き換え、法改正、等。

5. その他の追加改革

- 児童精神科医療等子どもの心の診療体制・診療報酬の抜本強化（こ家庁＜司令塔＞・厚労省障害保健福祉部・同保険局による新たな対策協議会の設置、等）
- 司法面接から精神科治療までワンストップ「日本版CAC」整備
- 一時保護児、障害児等の家庭養育優先原則の徹底
- 里親支援センターの委託児童数等に応じた措置費支弁
- ファミリーホーム4人定員化
- 児童相談所内の家庭養育担当者の増強
- こども家庭センター職員の配置基準の法定化および児童家庭支援センターの義務的経費化等による在宅支援の強化
- 法定研修等の総合的抜本見直し
- 社会的養育人材の専門性強化（「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得促進、「子ども家庭福祉士（仮称）」の国家資格化、等）
- 法的対応可能な「日本版CDR」確立

議連は2つの専門委員会設置を、こども家庭庁に強力に働き掛け、三原大臣の決断で実現。

こども家庭庁が、漸く「ケアニーズ」、「特別養子縁組」に関する専門委員会を設置

2025年10月17日 こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会にて了承。

こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会の設置について(案)

1. 設置の趣旨

都道府県社会的養育推進計画の下、いわゆる「家庭養護」及び「家庭的養護」を推進する中で、支援現場において、被虐待経験等により心理的な課題に直面するこどもや障害のあるこどもなど、ケアニーズが高いこどもへの支援の在り方が課題として顕在化しているところ、そのようなこどもへの支援に当たっての基本的な考え方等について、専門的な見地から集中的に検討することを目的として、こども家庭審議会運営規則第6条の規定に基づき、部会の下に「こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、学識者、医療関係者、社会的養護経験者等の関係者を中心に検討中。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、こども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。

3. 検討事項

- (1) こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する基本的な考え方
- (2) 里親、ファミリーホーム、各入所施設等に求められる役割や機能
- (3) その他

4. その他

- (1) 専門委員会は原則公開とする。
- (2) 専門委員会の検討結果は、部会に報告することとし、部会は、当該検討結果を踏まえて、社会的養育に関する検討を行い、最終的な結論を得ることとする。
- (3) 専門委員会は、検討結果の取りまとめをもって廃止する。

特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会の設置について(案)

1. 設置の趣旨

都道府県社会的養育推進計画の中で取組が求められている、パーマネンシー保障(※)を実現するものとしての特別養子縁組に関する支援の在り方について、専門的な見地から集中的に検討することを目的として、こども家庭審議会運営規則第6条の規定に基づき、部会の下に「特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会」を設置する。

(※)永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、学識者、現場支援者、養子縁組当事者等の関係者を中心に検討中。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会には、オブザーバーとして法務省その他の関係府省庁が参加することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、こども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。

3. 検討事項

- (1) 今後の特別養子縁組に関する支援の在り方
- (2) その他

4. その他

- (1) 専門委員会は原則公開とする。
- (2) 専門委員会の検討結果は、部会に報告することとし、部会は、当該検討結果を踏まえて、社会的養育に関する検討を行い、最終的な結論を得ることとする。
- (3) 専門委員会は、検討結果の取りまとめをもって廃止する。

「ケアニーズに応じた支援」の検討に参考となる、米・ワシントン州のケア提供者報酬体系

Phase 1 – Caregiver Support Level Payments for Licensed Caregivers

Implementation January 1, 2024

	LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	LEVEL 6	LEVEL 7
New Support Levels	Basic Maintenance Foster Care	Support Needs: Adolescent Low Needs	Support Needs: Chronic Physical Health	Support Needs: Developmental Disability	Support Needs: Developmental Disability & Chronic Physical Health	Support Needs: Moderate Mental Health	Support Needs: Complex Mental Health
	Rates for Caregiver Support Levels Based on Age– Levels 2-7 rates include Basic						
Age: 0-5	\$722	N/A	\$1,407	\$1,749.50	\$2,092	\$2,434.50	\$2,777
Age: 6-11	\$846	N/A	\$1,531	\$1,873.50	\$2,216	\$2,558.50	\$2,901
Age: 12+	\$860	\$1,202.50	\$1,545	\$1,887.50	\$2,230	\$2,572.50	\$2,915

障害によるケアニーズ、年齢により、21種類の報酬分類。



Washington State Department of
CHILDREN, YOUTH & FAMILIES

特別養子縁組の制度先進国では、「社会的養子」への公的支援が手厚い。 (ChatGPT調べを中心に)

支援項目 国名	ケアニーズに応じた 養育費等支援	カウンセリング等	縁組成立時助成金	縁組成立時助成金 等の税制優遇	その他
米国	- ケアニーズに応じた支援 * (含む「ゼロドル合意」) - 里子から移行する養子の94%が対象 - 里親手当と同額まで支援	- 養親・養子向けカウンセリング - レスパイトケア	手続き費用の一部公的補填	- 所得税控除 (16,810ドルまで) - 州税控除 - 助成・手当は非課税	大学奨学金や授業料免除プログラムあり
カナダ	- ケアニーズに応じた支援 - 養親の所得審査あり - 里親手当と同額まで支援	- カウンセリング - レスパイトケア - 歯科矯正	民間機関による縁組に対し6000ドル支援	18,210ドルまでの控除+15%控除 - 州税控除 - 助成・手当は非課税	- 最大69週の育休給付を18歳未満まで - 委託前休業(給付なし)7週間利用可能
英国	- ケアニーズに応じた支援 「ケア理由でフルタイム就労不可」には手当あり - 養親の所得審査あり - 里親手当と同額まで支援	- 心理療法等年間5000ポンド - アセスメント費用2500ポンド	受託準備助成金	- 助成・手当は非課税 - 養子縁組裁判等に要した費用及び医療費は非課税	- 最大39週の育休給付 - 委託前14日前から育休利用可能 - 公立学校入学優先措置 - 教育環境整備費(要ケア児受入校向け)
日本	—	—	(注) 極めて限定的な「手続き費用の一部公的補填」	一時所得として課税の可能性あり	育休給付は受託時から原則満一歳まで

(注) 児童相談所を設置する79自治体のうち、7都道府県、1市、9区、合計17自治体(22%)においてのみ実施するに止まっている。

出典：ChatGPTへの「G7諸国の特別養子縁組に対する支援は？」との質問への回答をベースに塩崎恭久事務所にて、補足して作成。

*「ゼロドル合意(A zero-dollar agreement)」とは、ケアニーズ発生時に支払うことを約束する連邦政府による社会的養子への補助金制度。

現行児童福祉法は、施設の使命、役割等を全く具体的に定めていない。
➡ 高機能化、多機能化等、国が定めた新たな使命、役割等を明記する法改正が不可欠。

(乳児院)

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童養護施設)

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

国の方針通り、施設の高機能化（専門的ケア）、多機能化（在宅支援等）等を児福法に明記すべき。

「児童の養護と未来を考える議員連盟」の児童福祉法改正原案の一部

（乳幼児総合支援センター）

第三十七条 乳幼児総合支援センター（以下この条において「センター」という。）は、妊産婦並びに乳児、満三歳に満たない幼児及び特に支援が必要と認められる満三歳以上の幼児（以下この条において「乳幼児」という。）に対する在宅における支援を行うことを目的とする施設とする。

2 前項に定めるもののほか、センターは、次に掲げる機能を有するものとする。

- 一 乳幼児を対象とした小規模住居型児童養育事業を行い、又は当該事業を行う者を支援すること。
- 二 養子縁組の成立を援助し、又は養親及び養子で構成される家庭を支援すること。
- 三 センターの職員が乳幼児の里親となり、当該センターがその家庭を支援すること。

（児童養護施設）

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童であつて、第二十七条第二項の政令で定める事由がある場合において小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親による養育を行うことが困難であり又は適当でないものを、その事由が解消されるまでの必要最小限度の期間入所させて、その高度な専門性に基づき、これができる限り良好な家庭的環境において養護し、あわせて、当該児童の関係者を支援することにより、当該児童が速やかに家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように必要な環境を整備すること及び退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

2 児童養護施設は、地域に分散して配置される小規模な施設として、前項の養護又は援助を行うことを原則とする。

3 前二項に定めるもののほか、児童養護施設は、その高度な専門性を生かして、地域における社会的養育を充実強化する資源として、養子縁組又は里親の支援、在宅における支援その他の機能を整備するものとする。

米国の連邦議会、NGO等は、家庭養育推進、パーマネンシー保障重視を牽引

科学的に「施設養育は有害」との共通認識

「施設における集団養育 (group care) は、子ども、特に乳幼児にとって有害 (harmful) であることはエビデンスから明らかであり、… 子どもの一生に影響を与えてしまう。」

(2024年12月6日、超党派 児童養護議連にて、キャロル・ショーファー 米国 QPI プログラム弁護士)

米連邦議会は、グループ(施設)ケア支援は極めて抑制的

★米国連邦法 Family First Prevention Services Act of 2018 によって改正された Social Security Act 中の、Foster care maintenance payments program には、連邦政府の支援対象となる施設には、以下のような要件を賦課し、抑制するとともに、治療的施設等に限定することを明確化。

- ① Foster care maintenance payments 支払いの対象となる child-care institution (施設) は、「養育する子どもは25人以下」であること。
- ② しかし、子どもが6人を超えるグループケアに2週間以上措置されると、その子どもの分に関し、連邦政府からの州政府への支援は停止。
- ③ 3週目以降も25人以下の施設で連邦政府支援継続の例外は、Qualified Residential Treatment Program (QRTP) と呼ばれる治療的施設等のみ。

NGOは、マルトリートメント抑止、里親推進、パーマネンシー家庭養育・養子重視が主流



オフィシャルウェブサイトより

(<https://adoptioncouncil.org/article/foster-care-and-adoption-statistics/>)

It is important to remember that an increase or decrease in the number of children entering foster care should not be our measure of success.

Rather, our goal should be to ① reduce child maltreatment rates, ② reduce time spent outside permanent family care, and ③ reduce timeframes and numbers of children awaiting adoption.

「こども真ん中」社会に向けての社会的養育のパラダイムシフト

●「保護パラダイム」

(施設養育)



「養育パラダイム」

(里親など家庭養育)

●「虐待等からの救出」

(「保護」、「安全確保」で完結)



「逆境体験の克服とパーマネンシー保障」

(「心のケア」、「健全な発育、人格形成」重視)

●「大人の都合優先」

(サプライサイド偏重)



「子どものケアニーズ最重視・最優先」

(ディマンドサイド重視)

●「里子は可哀そう」

(事実の隠蔽)



「里子等、子どもは皆で育てよう！」

(社会全体で子ども家庭支援)

●「タックスイーターを容認」

(世代間連鎖)



「タックスパイヤーを育む」

(連鎖を断ち、自立を促進)